

食 品 安 全 委 員 会 第 189 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 19 年 5 月 10 日（木） 14:00～15:15

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）農薬専門調査会における審議状況について

・「フェンヘキサミド」に関する意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 ピフェントリンに係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品 トリトラズリルに係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品 ニトロフラン類に係る食品健康影響評価について

・新開発食品 毎日コツコツふりかけに係る食品健康影響評価について

（３）食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について

（食品、添加物等の規格基準の一部改正）

（厚生労働省からの報告）

（４）特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について

（５）食品安全委員会の 4 月の運営について（報告）

（６）食品安全モニターからの報告（平成 19 年 3 月分）について

（７）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 19 年 4 月分）について

（８）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 松田基準審査課長

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

- 資料 1 — 1 農薬専門調査会における審議状況について<フェンヘキサミド>
- 資料 2 - 1 ビフェントリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について<トルトラズリル>
- 資料 2 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について<ニトロフラン類>
- 資料 2 - 4 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<毎日
コツコツふりかけ>
- 資料 3 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について
(食品、添加物等の規格基準の一部改正)
- 資料 4 - 1 特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について(素案)
- 資料 4 - 2 特定保健用食品の安全性確保に向けた取組みについて
- 資料 5 食品安全委員会の 4 月の運営について
- 資料 6 食品安全モニターからの報告(平成 19 年 3 月分)について
- 資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 19 年 4 月分)について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 189 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から松田基準審査課長、玉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第 189 回会合議事次第がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 11 点でございます。

資料 1 が「農薬専門調査会における審議状況について<フェンヘキサミド>」。

資料 2 - 1 が「ビフェントリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2 - 2 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について<トルトラズリル>」。

資料 2 - 3 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について<ニトロフラン類>」。

資料 2 - 4 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<毎

日コツコツふりかけ」。

資料 3 が「食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について（食品、添加物等の規格基準の一部改正）」。

資料 4 - 1 が「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について（素案）」。

資料 4 - 2 が「特定保健用食品の安全性確保に向けた取組みについて」。

資料 5 が「食品安全委員会の 4 月の運営について」。

資料 6 が「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 3 月分）について」。

資料 7 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 19 年 4 月分）について」で
ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

フェンヘキサミドにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）
が提出されています。事務局から説明願います。

○ 國枝評価課長 それでは資料 1 を御覧いただきたいと思います。「農薬専門調査会にお
ける審議状況について」ということで、厚生労働大臣から食品安全委員会に求められまし
たフェンヘキサミドの食品健康影響評価につきましては、本年 2 月 19 日に開催されました
農薬専門調査会総合評価第二部会、それから 3 月 28 日に開催された農薬専門調査会幹事会
において審議され、審議結果案が取りまとめられております。

本日御了解をいただきましたなら、会議終了後から 6 月 8 日までの 30 日間広く国民から
の意見・情報の募集を行いたいと思います。

めくっていただきまして、3 ページ目に「審議の経緯」がございますが、本物質につい
ては、1999 年 8 月 24 日に初回農薬登録があり、その後適用拡大の申請、あとポジティブ
リストに関係があるということで、第 24 条の 1 項及び 2 項の諮問という形で食品健康影響
評価の依頼が来ているものでございます。

6 ページフェンヘキサミドの「用途」、「一般名」、「化学名」、「分子式」、「構造
式」はそこに記載のとおりです。

「開発の経緯」としましては、1989 年に開発されたヒドロキシアニリド系の殺菌剤とい
うことで、灰色かび病菌等の発芽管伸長を抑制すること。あるいは菌糸伸長を阻害するこ
とによって、植物体への感染を阻害するものと考えられています。

我が国では 1999 年にみかん、もも、きゅうり、トマト等を対象に初めて登録されている

ものであり、今般バイエルクロップサイエンス株式会社から農取法に基づく登録申請（適用拡大：ホップ）ですけれども、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されているものでございます。

29 ページ「総合評価」でございます。

これらについては、動物体内運命試験については、ラットを用いて行われておりまして、主な排泄経路は糞中ということになっております。糞中からフェンヘキサミドが多く認められており、主要代謝物はそこに記載のものということで、これは略号ですけれども、32 ページに具体的な名前が書いてございます。

あと植物体内運命試験については、ぶどう、りんご等で行われておりまして、そこに記載のような結果が得られており、残留放射能はほとんどが散布部位で認められており、そのうちフェンヘキサミドが大部分を占め、外に代謝物としてはそこに記載のものが確認されております。

土壌中運命試験、火山灰壤土等を用いた土壌残留試験などが行われておりまして、そこに記載のとおり結果となっております。

それから作物残留試験については、野菜、果物、ホップを用いまして、フェンヘキサミド代謝物 II、V 及び VI を分析対象化合物としたものが行われておりまして、その結果は 34 ページから 36 ページ記載があるところでございます。

戻りまして 29 ページ、急性経口毒性試験等については、そこに記載のとおり結果がラット、マウスで出ております。

急性神経毒性試験については、ラットで行われておりますが、神経毒性は認められておりません。

眼の一次刺激性試験、皮膚一次刺激性試験がウサギを用いて行われており、また、皮膚感作試験がモルモット、それから局所リンパ節増殖試験がマウスで行われておりますが、それぞれ感作性、刺激性等は認められなかったという結果になっております。

亜急性毒性試験、慢性毒性試験、発がん性、2 世代繁殖、発生毒性試験等の結果については、30 ページ、31 ページ目に無毒性量、最小毒性量等について記載があるところでございまして、慢性毒性、発がん性試験では、発がん性は認められておりません。

また、2 世代繁殖試験では繁殖能に対する影響は認められていません。

発生毒性試験においては、催奇形性は認められていないという結果となっております。

30 ページ上の方になりますが、遺伝毒性試験ですが、これは 28 ページにその結果がまとめられてありますが、そこに記載のとおりということで、in vitro、in vivo 共に陰性

ということでした。

以上の結果から農産物中の曝露評価対象物質としてはフェンヘキサミド親化合物のみと決定しております。

31 ページ、以上述べましたことから、食品安全委員会農薬専門調査会では、各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験の 17.5mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.17mg/kg 体重/日を一日摂取許容量、ADI と設定しました。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。食品安全基本法 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。農薬ピフェントリン及び動物用医薬品トルトラズリル、ニトロフラン類並びに特定保健用食品「毎日コツコツふりかけ」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議・意見・情報の募集の手続が終了いたしております。始めに農薬ピフェントリンにつきまして、事務局から説明願います。

○國枝評価課長 資料 2 - 1 を御覧いただきたいと思います。ピフェントリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果ということですが、先ほど委員長の方からお話がありましたように、一番最後のページをめくっていただいた裏になりますけれども、本年の 3 月 22 日から 4 月 20 日まで国民からの意見・情報の募集を行いました。結果、提出された御意見等はございませんでした。

したがって、前回御説明をした評価結果(案)について確定をさせていただきたいと思いますが、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

その後、事務局の方で見直しをしておりましたところ、若干適切でない部分があったので、修正を加えてあります。それが一覧表になったものということで、1 つは、P 5 ということで、5 ページ目に「要約」を付けているものですから、その「要約」の部分の発がん性に関する部分、これは後ほど御説明したいと思いますが、その部分が適切な表現でなかったため、それについての表現振りを適切なものに合わせた形となっ

ております。

20 ページについては、今回の適用拡大の申請のあった具体的な作物名を明示いたしております。

36 ページの L15 ということでございますが、発がん性は認められなかったという結果がございますが、これは「総合評価」のところの記載だったわけですが、これについては 29 ページの真ん中辺りに記載があるんですけれども、発がん性が認められなかったという単純な形ではないものですから、それについて 29 ページの記載を適切に反映した形の表現振りに直すということで、「マウスの膀胱で認められた粘膜下腫瘍はヒトを含めた他の動物種での発生は報告されていないため、ヒトに対して発がん性を有する可能性は極めて低いと考えられた」という形で修正させていただきたいと思います。

37 ページ、表 40 の部分に記載について、いずれも胎児の部分ですが、1.0、2.67 という形で母動物、胎児についてそれぞれ書いてあるわけですが、正確に言いますと、胎児の部分は測定をしておりませんでしたので、それを適切な記載に改めております。

以上の修正を加えて最終的な評価結果とさせていただきたいと思います。

前回詳細な御説明をしておりますので、結果のみとなりますが、39 ページを御覧いただきたいと思います。食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた発生毒性試験の 1.0mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定した。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の御説明の内容、記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いします。

2、3 の修正を含めまして、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピフェントリンの一日摂取許容量を 0.01mg/kg 体重/日と設定するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、動物用医薬品トルトラズリルにつきまして、説明願います。

○國枝評価課長 それでは資料 2 - 2 を御覧いただきたいと思います。動物用医薬品に係る食品健康影響評価ということで、トルトラズリルに係る食品健康影響評価の結果でござ

います。

これにつきましては、一番最後からめくっていただいたところになりますけれども、本年 3 月 19 日から 4 月 13 日まで広く国民からの御意見・情報の募集を行いました、期間中に御意見・情報はございませんでした。

他方、最後のページになりますけれども、事務局の方で見直したところ修正が必要な部分がありましたので、修正をさせていただきたく思います。

まず最初の 1 という部分ですけれども、当初では物質名という中に分子式とか分子量等が入っていたわけですが、これらについてはそれぞれ該当する形で適切な表現に改めております。

2 番目の部分は、単純に「脂肪織」になっておりましたので、「脂肪組織」という形に改めております。

3 番目の部分ですが、ここについてはウサギの催奇形性は認められず、繁殖の影響では母動物に対して 1 mg/kg 体重/日、胎児に対しては 10mg/kg 体重/日の NOAEL が得られたという部分の情報が不足しておりましたので、適切な形の表現に改めさせていただいております。その他、若干修正が加えられているところでございます。

以上の訂正をさせていただいた上で、前回の部分について最終的な評価結果とさせていただきます。

前回詳細な御説明をしておりますので、結果だけということになりますが、18 ページを御覧いただきたいと思いますが、食品健康影響評価についてということで「以上より、トルトラズリルの食品健康影響評価については、ADI としての次の値を採用することが適当と考えられる」ということで、トルトラズリル 0.01mg/kg 体重/日、暴露量については、当評価結果を踏まえた暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、トルトラズリルの一日許容摂取量を 0.01mg/kg 体重/日と設定することによってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、動物用医薬品ニトロフラン類につきまして、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 資料2 - 3を御覧いただきたいと思います。「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」ということで、「ニトロフラン類(フラゾリドン、ニトロフラントイン、フラルタドン、ニトロフラゾン)の食品健康影響評価について」でございます。

これにつきましては、一番最後から2枚めくっていただいたところでございますが、本年3月8日から4月6日まで、広く国民からの意見・情報の募集を行いました。

結果、1通の御意見を頂いておりまして、複数の御意見の記載がございました。これに対して専門調査会の回答について御紹介させていただきたいと思います。

まず最初に1番の部分でございますが、「御意見・情報の概要」ということで、この内容としましては、現時点ではセミカルバジドの発がんメカニズムは解明されておらず、遺伝毒性試験を示すことはないとする判断は拙速です。以上のことを踏まえ、セミカルバジドについては、遺伝毒性試験、発がん性物質には閾値を設定できないとの原則にのっとった評価が適切であると考えます、という御意見でございます。

これに対する専門調査会の回答でございますが、12ページの評価書の中に記載がある部分でございますけれども、まずセミカルバジドについては、動物用医薬品の不正使用以外に由来する汚染物質的な暴露があるという現状を踏まえて評価を行ったということを説明しております。

次に、セミカルバジドの遺伝毒性については、*in vitro*で幾つかの試験では弱い陽性結果が見られるものの、*in vivo*の複数の試験において陰性であり、現時点では*in vivo*において遺伝毒性を有することを示唆する報告はないということを説明しております。

以上からセミカルバジドが*in vivo*において問題となる遺伝毒性を有する可能性が低く、セミカルバジドの暴露がEFSA等で報告されている程度であれば、生体にとって特別問題となる遺伝毒性を示すことはないと考えているということで、評価書に記載の部分を説明しています。

それから、「なお書き」ということで、これも13ページに記載がある部分ですが、代謝、毒性などの知見の収集は引き続き行われるべきであると指摘しており、今後これらの知見が収集された後、改めて検討することとなると考えますという回答でございます。

2番目としまして、暴露マージン(MOE)手法の採用についてでございますが、MOE手法を用いたリスク評価には十分な議論が必要です。それを抜きにセミカルバジドの評価に

MOE手法を採用することは拙速であると考えますということでございます。

回答については、これも12ページの評価書の中に記載のある部分でございますけれども、セミカルバジドの健康影響評価については、として、詳細な毒性情報が得られていないという状況。

として、動物用医薬品の不正使用以外に由来する汚染物質的な暴露があるという現状の中で評価を実施しました。

評価においては、EFSAの評価と同様に、EFSAが実施した保守的な試算暴露量と、得られている範囲内での動物における毒性発現量との比較をもって判断する手法が合理性があり、かつデータに基づいた科学的根拠があるリスク評価であると判断され、暫定的評価としてMOE手法を採用しましたということを説明しております。

なお書きということで、代謝や毒性などの知見の収集が引き続き行われるべきであると指摘しており、今後これらの知見が収集された後、改めて検討することとなると考えます。

これが回答でございます。

めくって3番でございますが、「SEMの管理手法について」ということで、セミカルバジドの食品健康影響評価についてですけれども、現時点では遺伝毒性について完全に否定されていないことから、引き続き不検出の規制対象とすべきと考えるということ。

現在、セミカルバジドの不検出基準によって、動物用医薬品のニトロフラン類についての使用規制の実効性が担保されている。これらについては、引き続きセミカルバジドを残留マーカースとする現行の管理が適切であるというお考えです。

それから、EFSAではアゾジカルボンアミドのプラスチックガasketへの使用を禁止し、食品中のセミカルバジドの含有量の低減に努めている。評価書では発生源対策や暴露の低減措置について必要に応じて行われるべきとしていますが、発生源として既に明らかになっているものについては、早急に代替物、代替技術などの対策を講ずるよう、リスク管理機関である厚生労働省に強く勧告すべきであると考えますという御意見でございます。

これに対する回答ですけれども、セミカルバジドを不検出の対象とするか否かなどの管理手法については、厚生労働省の所管となっており、本評価結果に基づき厚生労働省で適切に検討されるものと考えておりますという回答。

後半の部分にあったものですが、発生源対策や暴露の低減措置について、国内におけるセミカルバジドの発生源、食品中の含有状況や乳幼児を含めたヒトの食品からの暴露量などについて把握し、必要に応じて速やかにこれらの対策等が行われるべきと考えていることから、「速やかに」を加筆いたしました。なお、頂いた意見については、厚生労働省

働省にお伝えしますということで、この部分については 13 ページの下から 3 行目辺りに記載がある部分ですけれども、御意見を頂きましたので「速やかに」を加筆をするという訂正をさせていただくということでございます。

4 番目「分析法について」ということで、これについては最後の方に書いてありますけれども、厚生労働省の示したニトロフラゾンの分析法について、委員会の評価書に記載された要件を満たすものか、ニトロフラゾンの代謝と併せて改めて専門調査会で審議すべきであると考えますということで、分析法については厚生労働省の方で適切に検討されるものと考えております。

なお、頂いた意見につきましては、厚生労働省に連絡いたしますという回答でございます。

以上が御意見を賜ったものについての回答と必要な部分についての修正でございます。

最後に「正誤表」ということで、先ほど頂いた御意見の修正の部分が一番下の 6 になりますが、それ以外に事務局の方で見直しをしておりますして、一部適切でない部分がありましたので、1 から 5 までに直させていただきましたが、これは今回の評価対象になった物質、あるいは代謝物の順番とか英語の略語名の部分の記載について、適切な形に直したという部分と、分かりやすいように文章を直した部分ということで、特に内容的な変更ではございません。

以上の修正を加えまして、評価案としての確定をさせていただければと考えております。

13 ページに戻りまして、前回詳細に御説明をしておりますので、食品健康影響評価のポイントの部分だけもう一度朗読させていただきたいと思います。

「以上のことから、ニトロフラン類（フラゾリドン、ニトロフラントイン、フラルタドン、ニトロフラゾン）及びその代謝物である AOZ、AHD、AMAZ に ADI を設定することは適当でない。

SEM については、ニトロフラゾンの使用に係わらず複数種の食品から暴露されることが想定されるが、SEM の食品中の含有量、暴露量が EFSA で検討されているものと同程度であれば、SEM が生体に毒性影響を示す量と暴露量の間の MOE は大きく、リスクとしては小さいものと考えられた。

しかしながら、本評価はあくまで暫定的なものであり、現在得られている知見からは ADI あるいは TDI を設定することはできないことから、今後、代謝・毒性（短期・長期毒性、遺伝毒性、生殖発生毒性等）等の知見の収集が引き続き行われるべきである。

また、国内における SEM の発生源、食品中の含有状況や乳幼児を含めたヒトの食品から

の暴露量等について把握し、必要に応じて発生源対策や暴露の低減措置などが速やかに行われるべきであることを申し添える。

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件、動物用医薬品ニトロフラン類につきましては、事務局から説明のありましたとおり、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論とするということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、特定保健用食品「毎日コツコツふりかけ」につきまして、説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料2 - 4を御覧いただきたいと思います。

「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果」ということで、「毎日コツコツふりかけ」でございますが、これについて一番最後のページを御覧ください。

3月29日から4月27日まで国民からの意見・情報の募集を行いました。特に提出はございませんでした。

したがって、前回の評価(案)でそのまま確定させていただきたいと思います。

前回、詳細な説明をしておりますので、ポイントだけということで、7ページの「安全性に関する審査結果」ですが、「毎日コツコツふりかけ」については、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断されるということ。

17歳以下の小児についての過剰摂取に関する十分な知見がないことに関連した記載がそこにされております。

医師の治療を受けている人は医師に相談をすることについての注意喚起の表示についての記載がございます。

8ページ、本食品がふりかけ形態の食品であるということで、食塩の過剰摂取につながる可能性についての議論があったということで、食塩の過剰摂取につながらないよう配慮

を行うことが必要であるという部分が追加でなされております。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問・御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件の特定保健用食品「毎日コツコツふりかけ」につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断できるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について」でございます。厚生労働省の松田基準審査課長より報告がありますので、よろしく願いいたします。

○松田基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。

それでは、資料3に基づきまして御報告申し上げます。

今回、食品安全基本法第24条第2項に基づく報告ということで、報告させていただきますのは、残留農薬等のポジティブリスト制度の関係の追加の告示でございます。

具体的に申し上げますと、ポジティブリストに係る告示につきましては、平成17年11月に告示をさせていただいたところでございます。その際は食品健康影響評価の依頼は事前に行わずに告示をさせていただいたところでございます。

今回、実は追加させていただいたのは、本来であれば平成17年11月の告示のときに合わせてやるべきで、実は足らなかった部分がありましたので、今年2月27日、委員会の方には報告が遅れて大変申し訳ございませんけれども、告示させていただいたというものでございます。

具体的な内容でございますが、3枚目にチャートがありますので、これで御説明を申し上げます。

具体的な内容は加工食品に関する取扱いでございます。残留農薬等の基準は、原則は例えば米とかトウモロコシとかハウレンソウとかいう個別の農作物や、個別の肉とか魚とかいうものについて基準ができていますけれども、例えば干しぶどうとか、

乾燥果実とか油とかいった加工食品についても、一部ですが、残留基準値が個別に設定されております。

これはコーデックスの方の基準があるということで、それを参考にさせていただいたということで、ポジティブリスト制度の中でも加工食品について基準が設定されているところでございます。

そういう加工食品で基準が設定されていない場合は、一律基準、つまり、0.01ppmという基準が適用になるところでございます。それについての取扱いということでございます。

この流れ図にもありますように、加工食品に残留農薬基準が設定されていない農薬が検出された場合ということで、一律基準以下であれば問題なく適合という取扱いでございます。

一律基準を超えた場合の取扱いについてでございますが、実は右の方の点線で囲ってあるところは、今回の告示のところでございます。

左の囲っていないところが、平成 17 年 11 月の告示で既に対応しているところでございます。

一律基準を超えた場合の取扱いですが、左の方ですけれども、原料に個別の基準がある場合、原料にさかのぼっていただいて、個別の原料の基準に適合しない場合であれば、加工食品についても違反にするというものです。

一方、原料が適切なものを使っている。基準にちゃんと適合するものを使っているものであれば、一律基準を超えた場合であっても、そこは適切な原料を使っているのでございますので、そこは適合という扱いにしているところでございます。

今回の告示の部分は、個別に基準がある場合ではなく、原料に一律基準が適用される場合でございます。これにつきましても、原料にさかのぼっていただいて、原料の段階で一律基準に適合するのであれば加工食品も適合。原料にさかのぼっても超えてしまうという場合であれば、食品衛生法違反だという取扱いにしたいということで、従来の個別に基準がある場合と、全く扱いは同じでございます。ただし、右の一律基準に係る規定が、告示で手当てされてなかったものですから、今回追加で手当てさせていただいたというところでございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問ございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について(素案)」でございます。

本件につきましては、前回の食品安全委員会において小泉委員から考え方の素案が提示され、本日の委員会で検討することとなったものですが、既に前回の食品安全委員会において小泉委員から考え方の素案についての御説明をいただいております、各委員は十分検討していただいているものと思います。

前回の委員会で本日はまず厚生労働省が、これまでどのように対応なされてきたかの説明をいただくということになっておりますので、厚生労働省の説明を聴取し、必要な質疑を行った後に小泉委員の考え方、素案について検討することといたしたいと思いますが、委員の皆様それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず厚生労働省の玉川新開発食品保健対策室長より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○玉川新開発食品保健対策室長 それでは、お手元の資料4-2「特定保健用食品の安全性確保に向けた取組みについて」に基づきまして、現状を御説明申し上げます。

始めに「健康被害情報の収集等」についてであります。特定保健用食品の許可後の取扱いといたしまして、当該許可を受けたものに対しまして、1つは、科学的知見の収集によって安全性に問題が生じていないかということを確認するとともに、消費者から健康影響に関する苦情の記録保存を求めているところでございます。

これらの取扱いにつきましては、資料に付けさせていただきましたけれども、「保健機能食品制度の創設等に伴う特定保健用食品の取扱い等について」という厚生労働省の部長通知の中で特定保健用食品の審査等の取扱い及び指導要領というものを定め、その中に許可後の取扱い、安全性等に関する情報収集ということで、下線部にございますような許可等、後の科学的知見の集積等によって、その保健の用途に係る有効性や当該食品の安全性等に問題が生じていないか、その確認に努めること、それから、特定保健用食品の販売に伴う申請者に寄せられる消費者からの健康影響に関する苦情等について、処理経過を含め記録し、保存するよう努めることといった取扱いを定めているところであります。

この要領におきましては、こうした許可後の取扱いのみならず、その監視指導の方法等についても併せて定めておりまして、これらによって、これらの情報がちゃんと集まるようにということを担保しているところでございます。

もう一点の現状の取扱いといたしまして、「２．医師等への相談」という事項がございます。これにつきましては、個別の製品を許可する際に、その個別の製品ごとに薬事・食品衛生審議会で注意喚起表示について審査をいただきまして、その表示を求めるということをしております。

具体的になぜその表示が求められるかというのが資料に付いております食品衛生法施行規則の 21 条というもので、表示の基準でございますが、かなり長いんですけれども、特定保健用食品の関係では、ミのところに特定保健用食品についてはこういうものを表示しなければならないという中に、下から 4 行目辺り、許可又は承認を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料の名称、内容量、摂取目安量、摂取の方法とともに、摂取をする上での注意事項といったことを基準として盛り込んでいるところでございます。

具体的にどのような事項かというのは、個別製品ごとに異なるのでございますけれども、御審議の中で特に摂取者の健康状態に係るコントロールの難しい製品という中で出ました血糖値関係、血圧関係の例を参考ということで表で付けさせていただきました。

注意喚起表示の例といたしましては、例えば血糖値関係でございますと、血糖値に異常を示された方や、糖尿病の治療を受けている方は、事前に医師等の専門家に御相談の上にお召し上がりくださいという文言でございますとか、血圧の関係でございますと、高血圧の治療を受けている方は医師に御相談の上、御使用くださいといった文言を含んだ形で注意喚起を求めているところでございまして、こうした取扱いが現状行われているところであります。

以上でございます。

○見上委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

○小泉委員　教えてください。最初の健康被害情報の収集ですが、安全性に問題が生じていないか確認するということですが、これは毎年チェックされるのか、あるいは何年かに一回報告義務とかがあるのでしょうか。

もう一点は、もし何か異常な問題があれば見直しということもされるんでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長　お答えいたします。

これはまず事業者に対して許可の際に義務付けているものでありまして、事業者の方は随時その製品を製造している限り、こうした確認を続けなければならないという義務がかかっております。それについて問題が生じていたということでありまして、厚生労働省の方に報告という形で取扱いがやってくるということになります。

それから、情報には様々な種類のものがあると思いますが、その結果、既存の製品について見直しが必要ということであれば、それについては特定保健用食品の許可についても、ちゃんとした手続を経て、その内容を見直すということにつながるんだろうと思います。

今までのところ、そのような報告の事例に基づいて、具体的な見直しが行われたものはないと思います。

付言いたしますと、今まで許可業者に対する報告という形で上がってきたものについては、1件だけ事業者関係から血圧関係の製品を摂取後に薬物性の肝障害の1例の症例報告が学会誌に掲載されたといった報告が事業者から寄せられたことがあります。その報告の内容というのが、関与成分の直接作用なのか間接的な作用なのか、必ずしも判断できない。あるいは当該製品そのものの作用とか同時に服用していた製剤との相互作用なども考慮する必要があるということで、直ちに製品自体の見直しにはつながっていないということでございます。

○小泉委員 その場合には、報告されたことについては、厚生労働省の方で一応薬事・食品衛生審議会に報告して議論されるのでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 ある意味幅広に事業者の方からそういう報告を頂くことを念頭に置いておりますので、情報が1件あったことをもって審議会で審査をしていただくということまでは想定をしておりますが、当該案件につきまして、調査会の中で、因果関係が不明な事例があったという症例の報告をしているということでもあります。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

玉川さん、どうもありがとうございました。

それでは、小泉委員から提出されました考え方の（素案）について、ただ今厚生労働省からの説明を踏まえて、検討したいと思いますが、検討に当たり小泉委員から考え方の（素案）について何か補足することはございますか。

○小泉委員 特にございません。

○見上委員長 それでは、小泉委員から提出されました「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について（素案）」、資料4-1なんです。検討したいと思いますが、御意見がありましたらよろしくお願いします。

○本間委員 小泉委員の取りあえずの提案でございますけれども、私もこのような考え方に関して、大変関心がありまして、賛成したいと思っております。

特に血圧等に重点を置いたように書いてありますけれども、やはりこういう形態の食品に関しては、ある監視下に置かれる状況の方が、きちんとした利用のされ方が期待できますので、すべてこれに限定するという意味ではないですけれども、そのような方向でおやりになることが適切な状況だと私も考えておりまして、賛成でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。外にございませんか。

今、本間委員から頂いた御意見は、小泉委員から提案なされた（素案）に何か付け加えるという性質ではないように伺いましたので、それはそれとして、そういうふうに扱わしていただきたいと思います。それでいいですね。外にございませんか。

○長尾委員 血圧とか血糖とかは非常に長期にわたるものですから、本格的に治療する場合は必ず医師にかかっているはずです。変動を起こすような形になりますし、できれば医師に相談する形の方が長期的に予後がいいのではないかと思いますので、賛成です。

○見上委員長 ありがとうございます。外にございませんか。

それでは、食品安全委員会では今後この考え方に基づきまして、安全性評価等を行うことについて、厚生労働省の方にも文書できちんとお知らせしておく必要があると思いますので、事務局から送付しておいてください。よろしくお願いします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全委員会の4月の運営について（報告）」、事務局から説明願います。

○小木津総務課長 それでは資料5に基づきまして、4月の運営状況について御報告いたします。

資料の1ページ「1. 食品安全委員会の開催」状況でございますが、第185回会合が4月5日に開催されております。ここでは廣瀬委員の御紹介。見上委員の委員長就任について引き続き互選がなされました。

案件といたしましては、農薬「ジメトモルフ」につきまして、検討結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、17年度、18年度の食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について、決定がなされております。

また、19年度の研究課題の候補について審議がなされ、決定されております。

3月の運営報告がございました。

第186回会合が4月12日に開催されておりますが、農薬4品目につきまして、評価要請

がありまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、農薬、動物用医薬品であります「アバメクチン」につきまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、遺伝子組換え食品につきまして、トウモロコシの１品目につきまして、厚生労働省から説明を受けています。

また、添加物専門調査会で審議中の「ポリソルベート類」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

農薬専門調査会で審議中の農薬２品目につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

また、ポジティブリスト制度導入に係ります 19 年度の評価依頼予定物質について厚生労働省から報告がありました。

食の安全ダイヤルの３月分の報告がございました。

第 187 回会合、４月 19 日分ですが、動物用医薬品 5 品目につきまして、審議状況について報告があり、意見募集に着手しております。

次のページ、農薬 2 品目につきまして、評価結果取りまとめが行われまして、厚生労働大臣に通知しております。

また、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果、19 年 4 月分でございますが、その審議がなされました。

第 188 回会合、４月 26 日分ですが、動物用医薬品の 3 品目につきまして、評価要請を受け、農林水産省から説明を受けております。

また、新開発食品の 1 品目につきまして、厚生労働省から説明を受けております。

農薬専門調査会で審議中の農薬「イミダクロプリド」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

食品健康影響評価の結果の関係ですが、「農薬フェンブコナゾール」につきまして、厚生労働大臣に通知しております。

また、24 条 2 項に基づく報告ということで、食用赤色 104 号及び食用赤色 105 号の成分規格改正につきましての報告がありました。

また、飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼物質 19 年度分についての報告が農林水産省からありました。

米国産牛肉の混載事例についての対応状況について厚生労働省、農林水産省からの報告がありました。

また、本日議論がありました、小泉先生からの「特定保健用食品の個別製品ごとの安全性評価等の考え方（素案）」についての提案がございました。

続きまして、専門調査会の運営状況ですが、開催日時のみ御紹介させていただきます。

添加物専門調査会、4月17日に開催されております。

農薬専門調査会は幹事会が4月11日。

総合評価第一部会が4月11日、これは非公開であります。

また、4月13日に確認評価第一部会が非公開で開催されております。

4月23日には確認評価第二部会が非公開で開催されております。

4月27日にも幹事会が開催されております。同日総合評価第二部会が非公開でございました。

動物用医薬品専門調査会の非公開会合が4月27日、引き続いて公開会合が開催されております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、4月16日に非公開会合が開催されております。

続きまして、意見交換会等の開催でございますが、自ら評価案件として検討中の我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施につきまして、意見交換会を4月23日に福岡市、24日に大阪市、25日に札幌市、27日に東京で開催されております。

また、関係団体との懇談会ということで、4月5日に国際生命科学研究機構との懇談会が開催されております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたら、お願いします。

よろしいですか。

先ほど小泉委員から提案されました（素案）を食品安全委員会の決定事項とすることを忘れましたので、決定事項といたしたいと思いますが、結構ですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 よろしく申し上げます。

新開発食品専門調査会に対しては、主担当の小泉委員からこの件に関して御報告いたしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○小泉委員 分かりました。

○見上委員長 よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告(平成19年3月分について)」、事務局から報告願います。

○吉岡勧告広報課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして、御報告を申し上げます。

食品安全モニターから3月中には52件の報告がございました。

内容でございますが、食品衛生管理関係、食品表示関係が多くなっております。また、その他ということで分類しておりますが、いわゆる健康食品、あるいは食育に関係する御意見がございました。

それでは、当委員会のコメントを中心に御報告を申し上げます。

2ページ、地域の指導者育成講座について、今後のレベルアップに期待したいという御意見でございます。

これにつきましては、平成19年度に向けて、講座終了後に実施したアンケート調査の結果を分析し、また、リスクコミュニケーション専門調査会においても審議を行ったところでございまして、今後の具体的な運営方法については、御指摘を踏まえ、地方公共団体とも十分相談をして改善を図ってまいります。

また、平成19年度には、この外に地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担うリスクコミュニケーターを育成するための講座を実施することといたしております。

3ページがリスクコミュニケーションに関連しまして、食品の安全性に関する用語集、ホームページ、メールマガジンの「委員随想」についての感想です。

食品安全委員会ではホームページ、季刊誌、パンフレット、メールマガジンなどを通じて、正確な情報の提供に努めている外、食品の安全性に関する用語集を作成しホームページにも掲載しております。

また、メールマガジンにおいても、物質名や用語についての分かりやすい解説に努めており、今後とも様々な媒体や機会を通じ、正確で分かりやすい情報の提供に努めてまいりたいとしております。

4ページがBSE関係で、米国産牛肉のOIE評価をめぐる動きや、また、米国産牛肉の混載事例についての御意見です。

5ページが鳥インフルエンザ関係で、鳥インフルエンザについて野鳥やネズミによる感染の可能性についての御意見。

6ページが食品添加物、器具・容器包装関係の御意見です。

7ページにまいりまして、PETボトル容器での牛乳販売についての御意見がございます。

食品安全委員会では PET を牛乳等の容器包装として用いることについて、リスク評価を行いまして、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、今回申請された PET は牛乳等に使用しても、十分な安全性を確保していると判断いたしました。

評価書において、牛乳等に PET 容器を使用する場合においては、食中毒防止の観点により、微生物学的リスクなどを踏まえ、注意喚起の表示等必要な指導が必要であるとする旨を追加して記載しております。

8 ページは、化学物質関係でトランス脂肪酸についての御意見です。食品安全委員会ではファクトシートを作成しておりますので、その内容を御紹介しております。

また、食品におけるトランス脂肪酸含有量に関するデータ収集を行ったところであり、今後とも科学的知見を収集し、必要に応じファクトシートを改訂してまいりたいと考えております。

9 ページが微生物・ウイルス関係で、ノロウイルスについての御意見が3件でございます。ノロウイルスにつきまして、冬場に多く発生し、人から人への二次感染もあるということで、現在ホームページのトピックスでノロウイルス食中毒に関する専用のページを作成し情報提供しております。

また、食品安全委員会が自らの判断でリスク評価を実施することとしている中で、関係専門調査会でも検討を進め、リスク評価に資するようなデータ収集を行っているところでございます。

遺伝子組換え食品等につきまして、遺伝子組換え食品は人間の身体にどのような影響があるのか。これにつきましては、遺伝子組換え食品の人への安全性評価についての評価基準を御紹介しております。

また、11 ページ新開発食品関係ですが、ACE 阻害活性を有する特定保健用食品の安全性について、アンジオテンシン変換酵素阻害薬を妊娠初期に服用していた場合、胎児に障害が生ずるリスクが有意に高くなるという報告があるが、安全性に問題はないのかという御意見でございます。

特定保健用食品の安全性評価に当たっては、食品という性質上、摂取対象者が制限されるものではないことから、患者、乳幼児、高齢者、妊婦等を含め、すべての人が摂取することを考慮し、特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方に基づいて安全性の評価を行っているところでございます。

御指摘の特保につきまして、妊娠又は妊娠の可能性のある方に対し、摂取上の注意が表示されること。また、アンジオテンシン変換酵素阻害薬の医薬品成分が含まれていないこ

とを確認しております。

12 ページ、食品衛生管理関係ということで、食品メーカーの不祥事等を受けた御意見等がございました。

また、13 ページ、飲料水としての水道水の安全性についての御意見でございます。水道水は水道法によって衛生的に安全な基準を満たすように規制されておりまして、食品安全委員会でも厚生労働省が水質基準を見直す際に、科学的な見地に立って、水質基準に関する化学物質のリスク評価を実施することになっております。

最近では、水質基準に「塩素酸」を追加するというリスク評価を行っており、季刊誌等でも御紹介しております。

14 ページにまいりまして、食品表示関係でございます。

16 ページが「その他」でございますが、クローン食肉を米国が認可した件についてという御意見でございます。

米国食品・医薬品庁は平成 18 年 12 月に体細胞クローン技術を使用した牛等の肉や生乳は、食用として安全との暫定報告書を取りまとめ、一般からの意見聴取を行ったところでは、

我が国においては体細胞クローン牛の肉や生乳については、通知により現在出荷の自粛が行われております。

また、平成 15 年には厚生労働省の研究班の報告、現在は農林水産省等の試験研究機関において研究調査が行われているところでございます。今後とも米国での動向、リスク管理機関等による研究の結果を注視してまいりたいとしております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは引き続き、次の議題に移らせていただきます。「食の安全ダイヤル」に寄せられた意見等について事務局から報告願います。

○吉岡勸告広報課長 それでは資料 7 に基づきまして、御報告を申し上げます。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた平成 19 年 4 月分の質問等は、60 件でございました。

内訳といたしましては、食品安全委員会関係が 17 件。これは地域の指導者育成講座の開催状況や、あるいは食品安全委員会から出しました DVD 等に関するお問い合わせが主でござ

ざいます。

また、食品の安全性関係 7 件。これはトランス脂肪酸のファクトシート等に関するお問い合わせが多くなっております。

また、食品一般関係といたしましては、食品衛生管理や食品表示等に関するお問い合わせとなっておりまして、その他が 4 件でございます。

このうち問い合わせの多い質問等ということで、問と答えの形で載せさせていただいておりますものが、地域の指導者育成講座について、今後も引き続き開催されますか。是非参加してみたい。というお問い合わせをいただきました。

答えといたしましては、本講座は平成 19 年度も継続して実施することとしております。具体的な開催日程等については未定ですが、決定次第順次ホームページ、メールマガジン等で御案内する予定ですといたしまして、18 年度から開催いたしました講座の趣旨、内容、また 19 年度に新たに開始いたしますリスクコミュニケーター育成講座についても御紹介をしております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

○小泉委員 この回答で 19 年度のリスクコミュニケーターの育成の講座については、具体的にはホームページか何かで紹介されるのでしょうか。

○吉岡勧告広報課長 はい。昨年に引き続いての地域の指導者育成講座、また、平成 19 年度から開催しますリスクコミュニケーター育成講座ともに決定いたしましたら、ホームページ、メルマガを通じて御紹介をさせていただきます。

○見上委員長 外にございませんか。

○野村委員 先日、BSE の自ら評価のリスクコミュニケーションという意見交換会に出ていましたけれども、そこで感じたのは、私、まだ委員として 1 年足らずなんです、この 1 年で大分一般の方の食品安全行政、あるいは食品安全委員会、更には BSE に対する理解は、まだまだ不十分と言えは不十分なんです、相当進んだような実感を受けました。いろいろリスクコミュニケーションについてお考えになっているようなので、引き続き手を緩めず拡充していくことをこのままやっていただきたいと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、他に議事ございますか。

○ 小木津総務課長 特にございません。

○ 見上委員長 それでは、外に何かございますか。

○ 小泉委員 1つ意見を述べさせていただきたいのですが、昨日から今日にかけて、BSEの21、23か月齢の感染性実験結果の報道がなされております。この報道によりますと、今までの実験結果で感染性が示されなかったということ。

それから、今後そういった実験結果については、食品安全委員会の評価を求める方針という記述までなされております。

私ども食品安全委員会では、1年半くらい前から21、23か月齢のBSE牛の感染実験結果の中間報告でいいから報告してくださいということをしばしば求めてまいりましたが、全く適切な回答をしていただいております。今回報道によって知らされたという状況は、私、委員として非常に残念に思います。

今後、国民から感染実験について聞かれても、何も情報をもらっておりませんと答えざるを得ない状況ですので、こういった段階に至りましては、今月以内に報告していただくか、あるいはできないのであれば、文書で委員長名で報告を要求すべきだと私は思います。

また、将来実験を報告してくださるのであれば、科学的論議となりますので、できれば実際に研究をされている方に説明していただきたいと思います。

以上です。

○ 見上委員長 適切な御意見どうもありがとうございました。私も同じような感覚でいます。この件に関して、我々食品安全委員会としてできること、事務局がインフォームするとか、その辺よろしくをお願いします。

○ 齊藤事務局長 従来から実験について御報告をお願いしたいということは、事務局からもしばしばお願いしているところですので、改めてこちらから関係の方へお願いしておこうと思いますので、その結果を見ていただければと思います。

○ 見上委員長 それでよろしいですか。どうもありがとうございました。

外にございませんか。

○ 本間委員 私自身が情報委員をやっておりますけれども、情報量は人により多少違うのかもしれませんが、朝、新聞でああいう結果を食品安全委員会より早く拝見するというのは非常に残念なんです。

私は、前の寺田委員長の時から、委員長自らこの会議でデータは必要だということは表明されているわけです。それにもかかわらず何の応答もなく、しかし、その会議に出て

いるメンバーの方が、その研究をやっている人がいるわけです。それなのに、何の状況説明もないというのは、表現が悪いけれども、どうかしているんじゃないかという気がいたします。

寺田委員長は、あの時、ペーパーになるような形態でということは申されたことは事実だと思いますけれども、我々は学会の審査をやっているんじゃなくて、行政で必要な科学的な判断の材料を求めているんだと思うんです。だから、それは学会の審査云々というのは別のことであって、依頼しているのが国であるならば、そこできちんとした報告を求めてしかるべきだと私は思います。

ですから、これ自身をとっても、食品安全委員会ができて、また、そういう遅れをとったようなことを求めるというのは、本来の委員会をつくった趣旨に我々自身が応えてないんじゃないかという危惧があります。

そういうわけで、今回は簡単なことではないんじゃないか。どうしてこんなになったのかというのを依頼している研究は、どの機関が依頼して、どこまでに報告義務を持っていたのか。そういうことも併せて知りたいと思います。

今までのようにデータの報告をひたすら待っているのではなく、その時点で出ているデータで、我々が右へ振るのか、左へ振るのかと考えることは必要だと思うんです。

残念ながらこの委員会の依頼の中でそうなっていたのか、それとも行政機関の間でそうなっていたのか。これは非常に大事なものだという気がいたしますので、是非ともこれはお知らせいただきたいと、私は委員として願っております。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 189 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5 月 17 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

来週 16 日水曜日 14 時から農薬専門調査会総合評価第一部会が公開で開催される予定となっております。

また、「食に関するリスクコミュニケーション - 科学的不確実性とリスクコミュニケーション、BSE 問題を例として」が 11 日金曜日に東京ウィメンズプラザで開催されます。

「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国における農薬の安全性評価の取組について」が来週 15 日火曜日に主婦会館で開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

今日はどうもありがとうございました。

以上で終わります。